

住民主体型訪問サービスの廃止及び一般介護予防事業の拡充について

1 現状

住民が主体となって行う生活支援サービスへの補助事業について、介護予防・生活支援サービス事業の住民主体型訪問サービス(訪問型サービス B)に位置づけられている。

本市における住民主体型訪問サービスは平成29年度から開始し、立ち上げ型補助と継続型補助あわせて6年間補助を受けることができる。

毎年15団体前後の生活支援団体へ補助金を交付しており、令和4年度は16団体で年間延約2,900件の活動実績があるが、訪問型サービス B としての利用は直近3年間で利用実績は0件である。

2 訪問型サービス B の利用実績が低調である理由

(1)介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援1・2及び事業対象者である。

しかし、地域の実態として、生活支援団体の支援を希望する人は、要支援1・2及び事業対象者以外に限らない。生活支援団体は地域で困っている人を支援することを目的としており、介護認定結果を問わずできる限り支援をしている。

(2)地域住民からの依頼や相談が各地域包括支援センターに入る前に、生活支援団体につながり、地域の中で完結している場合がある。

3 第9期高齢者保健福祉計画期間中の方針

生活支援の活動に係る費用の一部を補助し、かつ対象者を限定しない形の補助制度に変更する必要がある。

そのため、生活支援団体が行うサービスのほか、サービス提供までの準備や打ち合わせ、勉強会などの実施を含めたすべての活動を「介護予防に資する」活動と定義し、一般介護予防事業(※)へ移行する。またこの移行に伴い、利用実績0件が続いている訪問型サービス事業は廃止する。

さらに、運営の長期的な支援の仕組みや、訪問型サービス以外の集いの場(サロン活動や介護予防活動等)といった新たな活動を支援する仕組みを検討していく。

(※)一般介護予防事業とは

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としている。

(介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより一部抜粋)